

「今」が分かる情報をお届けしている広報誌

1月

2025

謹んで新春の祝詞を申し上げます

皆様のご健勝とご多幸をお祈り致します  
本年も相変わらぬご支援の程お願い致します

2025年 元旦



2025 税制改正大綱 ポイント

静岡新聞・日本経済新聞 2024年12月21日、自由民主党HPより

2025年度の与党税制改正大綱が決定しました。今回の注目点をご紹介します。

年収の壁 引き上げ

※協議継続中

所得税の控除イメージ

非課税

扶養控除 16~18歳の子...38万円/人	改正点
特定扶養控除 19~22歳の子...63万円/人	
配偶者(特別)控除	
社会保険料控除など	
給与所得控除 55万円以上、収入に応じて増額	
基礎控除 48万円	

※共働きで大学生、高校生の子を1人ずつ持つ夫(妻が配偶者控除の対象の場合)

● 特定親族特別控除(仮称)新設  
大学生年代の子の収入が103万円→150万円までOKに  
→188万円まで控除額を徐々に縮小

▶ 配偶者の収入が配偶者控除103万円→123万円  
配偶者特別控除150万円→160万円までOKに

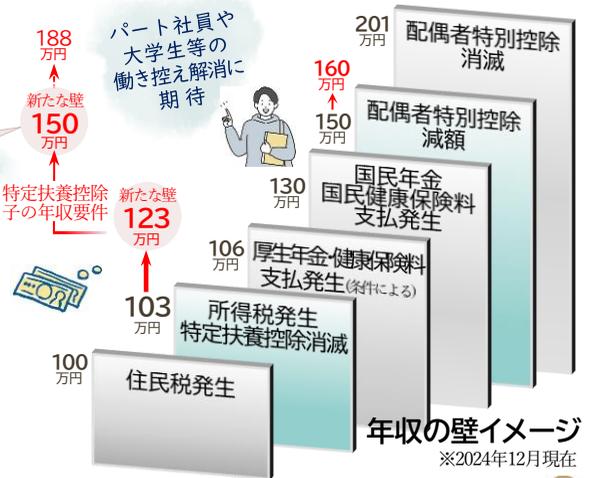
▶ 65万円以上に拡大

▶ 58万円に拡大

年収103万円の壁  
20万円引き上げ



親の税負担を軽減



贈与税



● 贈与税の非課税特例 結婚・子育て資金の一括贈与  
最大1,000万円分の贈与税の非課税措置 ▶ 2027年3月未まで延長

● 納税猶予制度 事業従事要件

個人事業主が事業用資産を贈与する際に適用される贈与税の納税猶予制度における事業従事要件の見直し

贈与の日まで引続き3年以上、特定事業用資産に係る事業に従事していること

▶ 贈与の直前において事業に従事していること

● 納税猶予特例 役員就任要件

非上場株式対象の贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し

贈与の日まで引続き3年以上、特例認定贈与承継会社の役員であること

▶ 贈与の直前において役員等であること

子育て支援



● 住宅ローン減税...借入限度額の上限を2025年も継続

※税額控除率は一律0.7%、控除期間は最大13年。  
※子育て世帯は19歳未満の子どもがいるか、夫婦いずれかが40歳未満

性能区分	25年入居【借入限度額】	
	子育て世帯	その他世帯
長期優良住宅・低炭素住宅	5000万円	4500万円
ZEH水準省エネ住宅	4500万円	3500万円
省エネ基準適合住宅	4000万円	3000万円
省エネ基準を満たさない住宅	0円	

● 生命保険料控除 ※23歳未満の扶養する子どもがいる場合  
一般生命保険料の所得税控除 最大4万円 ▶ 6万円

iDeCo



		現在	改正後
自営業・フリーランス	国民年金の拠出額と合計で月6.8万円		▶ 同7.5万円
	企業年金なし	イデコで月2.3万円	▶ 同6.2万円
会社員	企業型確定拠出年金(DC)のみ加入	いずれも合計月5.5万円 (イデコの上限は2万円)	▶ 同6.2万円 (イデコの上限は撤廃)
	DCと確定給付企業年金(DB)に加入		
公務員			

● iDeCo掛け金 上限7,000円上げ

老朽化マンション対策



● マンション建替円滑化法改正に向けて

今後急増見込みの高経年マンション対策として、解体後の敷地売却等にかかる法人税や事業所税の負担の軽減措置

マンション除去組合(仮称)  
マンション再生組合(仮称)  
マンション等売却組合(仮称)

▶ 区分所有者が作るこれらの組合を公益法人とみなし、収益事業以外の所得に係る税金を非課税とする

# 『個別相談会』

☑ 相続 ☑ 遺言 ☑ 民事信託

要予約

初回  
60分  
無料

【掛川・浜松会場】  
9:00~16:00  
※1時間単位の完全予約制

## 【掛川会場】

＼ご好評につき／

開催日拡大中！

毎月第3日曜 2025年1月19日(日)・21日(火)

毎月第3火曜

場所 JAやよい支所  
掛川市弥生町234

毎月第3水曜 2025年1月15日(水)



場所 さくらぎマルシェ  
掛川市富部4-1 (JA桜木支所)

毎月第3月曜 2025年1月20日(月)



場所 JA西南郷支所  
掛川市亀の甲1丁目21-15

## 【浜松会場】

毎月第3土曜 2025年1月18日(土)

場所 鴻池元城ビル 3階  
浜松市中央区元城町216-11

出張  
よろず相談会 2025年1月29日(水)



053-454-3723

場所 蒲協働センター  
浜松市中央区子安町309-1

主催 一般社団法人  
しずおか民事信託推進協会

《予約電話番号》 0537-61-2102  
税理士法人タックスサポート掛川支社内 平日9時~16時受付

しずおか民事信託推進協会

## 先月の個別相談実例ご紹介



### Q. 遺言を作ったが…二女の自宅が長女の所有に…どうしたらいいか？

以前作成した公正証書遺言で「全財産を長女に…」としたそうです。その後、遠方にいた二女が帰省し親の土地に自宅を建設されたそうです。このままだと相続が発生した場合、二女の自宅敷地が長女の所有になってしまう!と心配になり相談にいられました。

弊協会からの助言・回答！

A. まず遺言書は何度でも書き直しが可能です。その場合、最新のものが有効とされます。また遺言を書き直すのに抵抗がある場合は、生前贈与も有効な手段です。この方については、国税庁の「相続税の申告要否判定コーナー」で試算した結果、相続税が掛からず、また二女の自宅敷地の相続税評価額が「2,500万以下」だったので相続時精算課税制度を選択し土地を贈与することになりました。



しずおか民事信託推進協会理事  
山本邦博

相談実績 156組  
(2024年11月21日現在)

## 相続・遺言川柳コンテスト開催中！

2025年1月31日(金)まで

→ 応募用  
QRコード



KONOIKEでは「相続」や「遺言」に関する川柳を募集しています  
入賞者には豪華賞品をプレゼント！ご応募お待ちしております



## KONOIKE Co. 株式会社

守る、活かす、育てる  
-地域のくらしにあたりし価値を-



営業部 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11  
浜松店 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11  
静岡支店 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15  
掛川支店 〒436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14

TEL(053)454-3723 FAX(053)454-9584  
TEL(053)488-6441 FAX(053)452-5222  
TEL(054)269-5102 FAX(054)269-5103  
TEL(0537)64-3364 FAX(0537)64-3362